

平成 2 9 年 4 月 7 日

保護者各位

岩手県立宮古高等学校
校長 八 木 浩 之

地震・津波及び自然災害の危機管理対応について

日ごろ、本校教育へのご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、東日本大震災津波から 6 年が過ぎ、当時の記憶が少しずつ薄らぐ中で、改めて自然災害への注意を怠らぬことが重要です。

本校では非常時の危機対応について、以下のとおり定めておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 在校時に地震・津波及び自然災害に関する警報・注意報等が発令された場合

地震等の災害発生時に、避難の指示等が発令されるなど二次災害のおそれがある場合や津波警報・注意報が発表されている場合は、保護者への生徒の引渡しは行わず、学校管理の下で保護します。学校に生徒を引取りに来られた場合は待機をお願いすることにします。津波警報・注意報等が解除となったときは、生徒の安全が確認され次第、引渡しを行います。災害等の規模によっては、引渡しの際に、連絡先及び避難先を確認した上で引渡しを行う場合があります。

保護者との連絡が取れないなどの理由で引渡しができない生徒については、学校で保護することとします。

また、平成 2 4 年に発生したソロモン沖地震津波注意報の例を踏まえ、津波注意報等が発令された際、**津波到達予想時刻までに 2 時間以上ある場合**には、原則として以下のように対応します。

- (1) 生徒に保護者へ連絡を取らせ、その予想到達時刻から 3 0 分以上前に安全に帰宅できる生徒は帰宅させること。
- (2) 沿岸部を通らずに安全が確保できる生徒は帰宅させること。
- (3) 自宅が被害を受ける可能性のある地域にある生徒については学校で保護すること。

2 登下校時に地震・津波及び自然災害に関する注意報等が発令された場合

公共交通機関を利用中は、乗務員の指示に従い、また保護者が送迎している場合は、保護者の判断で行動してください。徒歩、自転車などで移動中は、基本的に水辺から離れ高台へ避難するとともに、交通安全にも十分配慮してください。学校が目前の場合は、その限りではありません。保護者または生徒が危険と判断した場合は、無理に登校せず、安全確保を優先し、学校への連絡は安全が確保されたことを確認後にお願いします。

3 在宅時に地震・津波及び自然災害に関する注意報等が発令された場合

可能な限り速やかに的確な情報を収集し、待機または避難をしてください。津波警報・注意報等が発令中は自宅及び避難場所に待機してください。学校への連絡は、安全が確保されたことを確認後にしてください。

4 その他

上記の対応については、岩手県災害対策本部規程に基づく、岩手県教育委員会の「学校防災・災害対応指針」によるものです。なお、夜間や休日等の発災、災害の規模によっては、停電や固定や携帯電話の不通等も想定されます。学校では生徒の安全確保を最優先に対応しますが、各ご家庭におかれましても日頃より地域の防災施設の状況等を確認の上、安全な避難対応等をお願いします。